

## 議案第 83 号

### 松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 5 月 31 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

#### 松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 1 項中「行動評価点、業績評価点及び特記事項評価点の合算点」を「規則で定める算定方法により算出した得点」に改める。

第 19 条の 3 第 1 項中「行動評価点及び特記事項評価点の合算点」を「規則で定める算定方法により算出した得点」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（薬剤師等人事評価における勤勉手当）

第 19 条の 4 松阪市民病院に採用されている薬剤師その他の医療職給料表(2)又は行政職給料表(2)の適用を受ける職員（規則で定める職員を除く。以下「薬剤師等」という。）に、規則で定める算定方法により算出した得点に 1,000 円を乗じた額を、次項の評価期間に在職した実績に応じて勤勉手当（以下「薬剤師等人事評価勤勉手当」という。）として支給する。

- 2 薬剤師等人事評価勤勉手当の評価期間は、11 月 1 日から 10 月 31 日までとする。
- 3 薬剤師等人事評価勤勉手当は、前項に規定する評価期間終了後の最初の基準日の属する月の規則で定める日に支給する。
- 4 薬剤師等が評価期間中に退職した場合にあっては、第 1 項の規定は、適用しないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の松阪市職員の給与に関する条例の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 25 年度における薬剤師等人事評価勤勉手当の評価期間については、第 19 条の 4 第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間とする。